

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁判の概要
1	新潟市長	新潟市の男性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が、水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が、平成29年10月17日付けで認定しない旨の原処分をしたため、平成30年1月16日付けで審査請求をした事案である。 請求人は水俣病多発地域に居住していたものの、親族に漁業関係者はおらず、公健法による水俣病被認定者もないこと、請求人の方の生活状況及び魚介類の喫食状況等を総合考慮すると、メチル水銀に対する一定程度のばく露があったことまでは否定できないものの、水俣病発生の可能性がある程度の濃厚なメチル水銀ばく露があったとは認められない。 公的検診で認められた上下肢の触痛覚低下の感覚障害は、請求人が手足のしびれ等を自覚するようになった平成15年頃に生じたものと考えられ、請求人が新潟県外に転出してから30年以上経過しており、メチル水銀ばく露に起因するものとは認められず、中枢性運動障害、小脳性の平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害はいずれも認められず、水俣病の症候はない。 よって、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできず、原処分は相当である。
2	新潟県知事	新潟県阿賀野市の女性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人において水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が平成29年10月17日付けで認定しない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が平成30年1月16日付けで原処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。 請求人は、出生後、現在の阿賀野市に居住し、阿賀野川産の川魚が汚染された時期を含め昭和44年10月までの間、阿賀野川産の川魚を摂取していたものの、請求人が疫学調査の際に述べたように、毎日、朝、昼、晩に、1切れ（小魚だと2尾）ずつ摂取し、これを多食したなどと認めることはできないこと、同居の親族に水俣病の認定を受けた者はいないことなどからすると、水俣病を発症し得る程度のメチル水銀に対するばく露があったとまで認めることはできない。 また、請求人は、平成元年頃から手足がしびれるようになったと訴えるが、阿賀野川の流域では、昭和41年以降、水俣病を発症する可能性のあるレベルの持続的なメチル水銀のばく露が存在する状況ではなくなったとされているところ、上記手足のしびれはその約23年後に出るようになったというのであるから、水俣病に由来するものとは考え難い。加えて、請求人は神経内科検診において触痛覚の低下等が認められているものの、請求人を診察していた医師による3回にわたる診断によれば、当該症候は、だんだんと重くなっていった（広がっていった）ことが認められ、水俣病の病像に照らし、非典型的であって、水俣病に由来するものとはいえない。その他、請求人には、小脳性運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性聴覚も認められない。 以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。
3	鹿児島県知事	鹿児島県出水市の男性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が、水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が、令和元年10月15日付けで認定しない旨の原処分をしたため、同年11月11日付けで審査請求をした事案である。 請求人の居住地域には公健法による水俣病被認定者はおらず、同居家族にも公健法による水俣病被認定者はおらず、同居家族に漁業関係者もないこと、請求人の臍帯メチル水銀濃度も出生前に胎内で濃厚なメチル水銀にばく露したと認められるほど高いとはいえないこと、請求人の魚介類摂取状況や請求人の方の生活状況等の諸事情を総合考慮すると、請求人につき、水俣病発症の可能性のあるレベルのメチル水銀にばく露したとは認められない。 公的検診では、感覚障害は認められず、両手足のしびれや手足の感覚が鈍くなった等の自覚症状は頸椎・腰椎の変形性脊椎症に起因する可能性も否定できず、小脳性運動障害、小脳性の平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害のいずれも認められず、請求人に水俣病の症候はない。 したがって、請求人が水俣病にかかっているとは認められず、原処分は相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
4	独立行政法人 環境再生保全機 構	兵庫県芦 屋市の男 性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、実父（以下「未申請死亡者」）が指定疾病である肺がんにて起因して死亡したとして、処分庁に対し、特別遺族弔慰金・特別葬祭料を請求したが、処分庁が令和4年5月10日付けで、同請求に係る認定を行わないとする処分（以下「原処分」という。）をしたため、請求人が、同年8月5日付けで不服審査請求した事案である。 未申請死亡者が原発性肺がんにかかったことは認められるが、当審査会における読影では、肺線維化所見は認められず、胸部エックス線画像では胸膜ブランクを認めず、胸部CT画像では胸膜ブランクは認められるものの胸壁の内側の1/4以上には達しておらず、画像から肺がんの発症リスクを2倍以上に高める石綿ばく露があったとみなされる所見は見当たらず、請求人から提出された資料や請求人の入院先病院の診療記録からも、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める画像所見は見当たらず、処分庁は石綿小体数等の所見を確認しようとしたものの検出に必要な細胞ブロックが発見されず計測できなかった。 したがって、未申請死亡者がかかった原発性肺がんについて、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める石綿ばく露があったとみなされる所見はなく、未申請死亡者が石綿を原因とする肺がん罹患していたと認めることはできない。 以上より、原処分は相当である。
5	独立行政法人 環境再生保全機 構	千葉県匝 瑳市の男 性	肺がん 認定	棄却 本件は、請求人が、石綿に起因する肺がん罹患したとの認定を申請したが、処分庁が令和4年8月3日付けで認定しないとする処分（原処分）をしたため、同月19日付けで審査請求をした事案である。 石綿健康被害救済制度における肺がんの判定には、原発性肺がんであり、かつ、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったと認められる画像所見や石綿小体等の計測結果所見が必要であるところ、当審査会の画像診断では、原発性肺がん罹患したことは認められるものの、画像読影の結果、胸膜ブランク、肺線維化所見のいずれもみられず、病理診断によっても、原発性肺がん（腺癌）であることは認められたものの石綿ばく露を根拠づける所見は得られず、処分庁で実施された石綿小体計測結果も一般人のばく露レベルでも見られる数値にとどまっており、請求人が石綿に起因する肺がん罹患したと認めることはできない。 よって、原処分は相当である。
6	独立行政法人 環境再生保全機 構	愛知県岡 崎市の女 性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人において、請求人の亡夫（施行前死亡者）が石綿を吸入することにより肺がんにかかり死亡したとして、法第22条第1項に基づく特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求したところ、処分庁が令和5年4月5日付けで当該支給をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同月20日付けで審査請求をした事案である。 原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することにより肺がんにかかったと判定できるものというべきところ、放射線画像を読影したところによれば、請求人の亡夫には、原発性肺がんが認められるものの、胸膜ブランク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められなかった。また、石綿小体又は石綿繊維の計測結果を認めるに足りる医学的資料もない。そうすると、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなすことはできないから、請求人の亡夫が石綿を吸入することにより肺がんにかかったということはできない。 よって、原処分は相当である。
7	独立行政法人 環境再生保全機 構	千葉县市 川市の男 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったとして認定申請をしたが、処分庁が令和5年5月31日付けで認定を行わないとする処分（原処分）をしたため、令和5年7月24日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 職歴から大量の石綿にばく露した可能性は認められるが、放射線画像において過去に石綿のばく露があったことを示す医学的所見とされている胸膜ブランクの所見は認められていない。 画像診断の結果、胸部エックス線画像及び胸部CT画像において、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、胸膜ブランクも認められず、石綿肺を疑う所見は得られなかった。また、肺機能検査等の結果は、著しい呼吸機能障害の基準を満たしていない。 よって、原処分は相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
8	独立行政法人 環境再生保全機構	川崎市の 男性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 認定	棄却 本件は、請求人が、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとして認定申請をしたが、処分庁が令和5年5月31日付けで認定を行わないとする処分（原処分）をしたため、令和5年8月5日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 放射線画像においてびまん性胸膜肥厚の所見はなく、原処分時までに実施された肺機能検査の結果は著しい呼吸機能障害の基準を満たしていない。 よって、原処分は相当である。
9	独立行政法人 環境再生保全機構	滋賀県彦 根市の女 性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人において、請求人の亡夫（未申請死亡者）が石綿を吸入することにより肺がんにかかり死亡したとして、法第22条第1項に基づく特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求したところ、処分庁が令和5年9月1日付けで当該支給をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年10月10日付けで審査請求をした事案である。 原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することにより肺がんにかかったと判定できるものというべきところ、放射線画像を読影したところによれば、請求人の亡夫には、原発性肺がんが認められ、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見も認められるものの、胸膜プラークは認められなかった。また、石綿小体又は石綿繊維の計測結果を認めるに足りる医学的資料もない。そうすると、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなすことはできないから、請求人の亡夫が石綿を吸入することにより肺がんにかかったと認められない。 よって、原処分は相当である。
10	独立行政法人 環境再生保全機構	香川県高 松市の男 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとの認定を申請したが、処分庁が令和5年11月6日付けで認定しないとする処分（原処分）をしたため、同月13日付けで審査請求をした事案である。 請求人の職業歴から大量の石綿ばく露の可能性は否定できないが、当審査会の画像診断では、慢性間質性肺炎で、肺線維化所見もあるものの、胸膜下曲線状陰影及び小葉中心性粒状影などの石綿肺に特徴的な所見はみられず、石綿肺と判定することはできない。 著しい呼吸機能障害は認められたが、石綿肺以外の病態によるものと考えられる。 よって、原処分は相当である。
11	独立行政法人 環境再生保全機構	徳島県阿 波市の女 性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、亡夫が石綿を吸入することにより肺がんにかかり当該指定疾病に起因して死亡したとして、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求したが、処分庁が令和5年11月6日付けで特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受ける権利の認定を行わないとする処分（原処分）をしたため、令和6年2月1日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 病理組織診断の結果は小細胞癌、画像診断の結果は肺がんおよび転移が考えやすい画像であることから、原発性の肺がんであったと認めることができる。 しかし、胸部エックス線画像では、胸膜プラークは認められず、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見も認められず、胸部CT画像では、胸膜プラークがわずかに認められるが、最大でもその広がりには胸膜内側の4分の1未満であり、また、石綿小体等に関する医学的資料の提出はないことから、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなすことはできない。 よって、原処分は相当である。